

## 特別養護老人ホーム 逗子杜の郷 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘南愛心会が設置経営する特別養護老人ホーム逗子杜の郷(以下「施設」という。)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業員が入居者の心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し適切な入所生活介護を提供することを目的としている。

### (運営の方針)

第2条 従業員は、老人福祉法・介護保険法に規定される特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設として、入居者が生活中心者であることを認識し、入浴・排泄・食事等の介護等必要な日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行い、個人の尊厳を重視したかかわりを目指す。

- 2 施設の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他、保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称所在地は次の通りとする。

- (1) 施設名 特別養護老人ホーム 逗子杜の郷
- (2) 所在地 神奈川県逗子市沼間 1-23-1

### (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の種類、員数は次の通りとする。

- (1) 管理者(施設長) 1人  
管理者は、介護老人福祉施設に携わる従業員の総括管理、指導を行う
- (2) 医師 1人  
医師は、必要に応じて健康保持のための措置を取る。
- (3) 生活相談員 1人  
入居者及び家族の相談、援助を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整及び行政機関や他の居宅介護支援事業者との連絡、調整を行う。
- (4) 看護職員 2人以上  
看護職員は、入居者の健康状態を把握し、異常があれば医師又は協力病院に連絡し適切な処置を行う。また医療上必要な助言を行う。
- (5) 介護職員 15人以上  
介護職員は、利用者個々の尊厳や心身の状況を配慮し、適切な整容・食事や排泄の介助を行う。寝たきりの防止のため、できる限り離床に努める。
- (6) 機能訓練指導員 1人  
機能訓練指導員は、入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに他の職員に対し指導を行う。
- (7) 管理栄養士 1人

管理栄養士は、栄養と入居者の身体状況に配慮し嗜好を考慮した食事を提供する。

- (8) 介護支援専門員 1人  
施設サービス計画案を作成し、その計画の実施状況を把握する。また要介護認定に係る援助を行う。
- (9) 事務員 3人  
入居者の利用状況の管理、介護保険の請求等事務処理に関する全般を行う。
- \* 上記に定まるもののほか、必要に応じてその職員を置くことができる。
  - \* 配置などにより人員を増減することができる。

(入居定員)

第5条 当施設の入所定員は50名とする。

(介護老人福祉施設ユニット型個室50名併設)

(介護福祉施設のサービス内容)

第6条 施設のサービス内容は、次の通りとする。

1. 食事、排泄、入浴等の介護

入居者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供する。また、嗜好を考慮した食事を提供する。

入居者の心身状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない人には適切に取替えを行う。

適切な方法により1週間に2回以上入浴または清拭を行う。

(2) その他の日常生活上の世話

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。また、個人としての尊厳を配慮しながら、適切な整容等の必要な援助をする。

(3) 相談・援助等

入居者およびその家族からのいかなる相談があった場合についても誠意をもって対応し、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努める。

(4) 機能訓練

日常生活を通して入居者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の低下を防止するよう努める。

(5) 健康管理

看護師による日常の健康チェックをする。また、嘱託医師による健康管理に努める。緊急に入院等必要な場合には、協力病院にて対応する。

(6) 療養上の世話

教養娯楽設備を備え適宜レクリエーション等を行い、施設での生活を実りあるものとなるよう努める。

(7) 栄養ケア・マネジメント

入居者の栄養状態を把握し、適切な食事プランを作成することで低栄養状態を予防・改善する。

(入居者負担の額)

第7条 入居者負担の額を以下のとおりとする。

- (ア) 介護保険の適用を受けるサービスの利用料は、別紙料金表のとおり厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とする。
- (イ) 提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けない介護サービスの費用で利用

者負担が適当と認められる費用については、別紙料金表により支払いを受けることができる。なお、支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得た上で支払いを受けるものとする。

(定員の遵守)

第8条 従業員は、サービス提供において定員を遵守する様努める。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者はサービスの提供中に入居者の病状に急変その他緊急事態が発生した時は、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずると共に、家族及び関係機関に連絡する等適切な対応をする。

2 施設は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの提供を受けようとする入居者は他の入居者の迷惑にならないよう職員の指示に従うこと。

(非常災害対策)

第11条 施設は非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回以上、定期的に避難、救出訓練を行う。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条 従業員に対して、従業員である期間および従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を随時行うほか、従業員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(身体拘束)

第13条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合はその態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(入退所)

第14条 施設は、神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針に基づき、入退所に関する手続き等を行うものとする。

(入居者の入居期間中の取扱い)

第15条 施設長は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともにやむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるように努める。

- 2 入居期間についても、居室の確保に努めるものとする為、入院期間についても居住費は発生するものとする。尚、ご家族等の同意を取り短期入所にて居室を利用する場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第16条 施設は、提供した施設介護に関する入居者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者への設置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

相談苦情解決責任者 氏名 能條 健太 (事務責任者)

相談・苦情受付解決担当者 氏名 芦田 翔 (生活相談員)

- 2 施設は、市町村・国保連合会が行う調査に協力し市町村・国保連合会による指導又は助言に従って必要な改善を行い、内容を報告する。

(衛生管理等)

第17条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の

対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(記録の整備)

第18条 施設は、従業員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備、保存しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものである。

(従業員の質の確保)

第19条 施設は、従業員に対し資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

- |     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| (2) | 継続研修                    | 年1回 |
| (3) | 事故防止のための研修              | 年1回 |
| (4) | 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修 | 年1回 |

(掲示)

第20条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、協力病院、利用料、苦情窓口その他の重要事項を掲示するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）  
及び従業員に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置
  - 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
  - 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、

運営に関する重要事項については、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 感染・褥瘡対策委員会を一月に1回程度開催する。
- 3 事故防止検討委員会を一月に1回程度開催する。
- 4 身体拘束廃止委員会を一月に1回程度開催する。
- 5 「感染症・褥瘡及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」を作成し、指針に基づいて感染症・褥瘡及び食中毒の予防及び蔓延の防止に努める。
- 6 「事故発生の防止の為の指針」を作成し、指針に基づいて事故発生の防止に努める。
- 7 各種会議を設置し、開催する。
  - ① リーダー会議      ② フロア会議      ③ サービス担当者会議
  - ④ 運営会議          ⑤ 入所判定会議      ⑥ 管理会議
- 8 協力病院・協力歯科医院を次の病院とする。

協力病院	医療法人 徳洲会	湘南鎌倉総合病院
	医療法人 徳洲会	葉山ハートセンター
協力歯科医院	医療法人社団 司久将会	東逗子歯科医院

#### 附 則

- この運営規程は、平成26年5月1日より施行する。
- この運営規程は、平成26年8月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成26年11月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成27年2月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成27年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成27年7月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成27年8月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成29年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成30年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、平成30年8月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和2年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和3年8月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和4年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和4年10月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和4年11月14日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和5年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和5年7月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和6年4月1日より、変更、施行する。
- この運営規程は、令和7年4月1日より、変更、施行する。